

# 道徳科オリジナル年間指導計画作成マニュアル (修正版)

学校の思いが詰まった年間指導計画作って道徳の授業をしよう！

2023.08 後藤 忠

笑えない話だが・・・

「教科書道徳」という新語が流通しているらしい。

「道徳」が特別の教科になり、すべての児童生徒に教科書が行き渡った。教科書には 35 の教材が掲載されていて、年間 35 時間の道徳授業が行える条件は一応整った。

教科書会社は自社の教材を使った**年間指導計画例**を掲載し、別売の「教師用指導書」には教材ごとの**学習指導過程例**が詳しく載っている。

「学級担任は教科書の目次に順って授業を行っていけばよく、「教科書道徳」になって本当によかった」と言うのである・・・

このことを心から喜んでいる様子なのを見ると何とも複雑な気持ちになる。

たとえ教科書は隣の学校と同じでも、年間指導計画は違うはずなのに・・・

なぜ学校の年間指導計画はオリジナルであるべきなのか、その根拠は？

根拠 1：(学習指導要領 第 1 章 総則 第 6) 各学校においては、道徳教育の**全体計画**を作成し・・・

根拠 2：(学習指導要領 第 3 章 特別の教科 道徳 第 3 の 1) 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、・・・道徳科の**年間指導計画**を作成するものとする。

少し理屈っぽい話だが、大事なことなので簡単に押さえておく。学習指導要領には、

(根拠 1) 「学校における道徳教育は道徳科を要として**学校の教育活動全体**を通じて行う」ものと示されているので、学校の**道徳教育の全体計画**を作成することは必要である。(全体計画には「学校の道徳教育の**重点目標**、**道徳科の指導方針**、**各教科等における指導の内容とその時期**、**家庭や地域社会との連携の方法**を示す」と記されている。なお、一般に学校の道徳教育の重点目標は「学校教育目標」に基づいて設定するのが普通である。

(根拠 2) 「道徳教育の全体計画に基づき、年間 35 時間 (小学校第 1 学年は 34 時間) の道徳科**年間指導計画**を作成する」ことが記されている。その作成に当たっては、どの学校も**学習指導要領 第 3 章 特別の教科 道徳 第 2 内容**に示されている内容項目 (小学校低学年 19 項目、中学年 20 項目、高学年 22 項目、中学校 22 項目) を**年間 1 回 (1 時間) 以上取り扱わなければならない**ことになっている。別の言い方をすると、**2 回以上取り扱う内容項目をどれにするかは各学校が自校の道徳教育の全体計画に基づいて主体的に決めることができる**ということである。したがって、年間指導計画に学校の道徳教育の独自性 (個性、特色など) が表れることになる。「教科書は隣の学校と同じでも年間指導計画は違う」という意味はそういうことである。

その 1 各学校は道徳教育の全体計画に基づき、重点的に取り扱う内容項目を決める

(かつて私が勤務した千代田区立和泉小学校の第 6 学年を例に、現行指導要領の表記に合わせて例示する。)

まず、学校が独自に選択できる各学年の内容項目**数**をつかむ。

学習指導要領に示されている〔第 5 学年及び第 6 学年〕の内容項目は 22 である。年間授業時数の 35 からこの数を引くと 13 の差が出る。この 13 時間分が学校オリジナルの内容項目の数である。(和

泉小学校の道徳教育の重点目標は「自分も人も大切にする子」なので、重点として取り上げた内容項目は「A 主として自分自身に関すること」と「B 主として人との関わりに関すること」が多くなっている。**下表①** )

○年度 和泉小学校 第6学年 道徳科年間指導計画 **主題配列表** 例

	月	週	① 内容項目	主 題 名	② 教 材 名	③ 出 典
1	4	2	C [よりよい学校生活]			採択教科書
2		3	B [礼儀]			
3		4	A [個性の伸長]			
4	5	1	B [友情、信頼]			採択教科書
5		2	B [親切、思いやり]			採択教科書
6		3	D [生命の尊さ]			採択教科書
7		4	C [家族愛]			採択教科書
8	6	1	A [節度、節制]			
9		2	C [国際理解]			
10		3	A [自律、自由と責任]			採択教科書
11		4	C [勤労、公共の精神]			採択教科書
12	7	1	A [正直、誠実]			採択教科書
13		2	C [規則の尊重]			採択教科書
14	9	1	A [希望と勇気]			
15		2	B [親切、思いやり]			
16		3	D [よりよく生きる喜び]			採択教科書
17		4	B [感謝]			採択教科書
18	10	1	C [集団生活の充実]			
19		2	B [相互理解、寛容]			採択教科書
20		3	C [公正、公平、社会正義]			採択教科書
21		4	A [真理の探究]			
22	11	1	A [節度、節制]			採択教科書
23		2	D [自然愛護]			採択教科書
24		3	C [国や郷土を愛する態度]			採択教科書
25		4	A [自律、自由と責任]			
26	12	1	B [友情、信頼]			
27		2	A [正直、誠実]			
28	1	2	B [相互理解、寛容]			
29		3	B [礼儀]			採択教科書
30		4	A [個性の伸長]			採択教科書
31	2	1	A [真理の探究]			採択教科書
32		2	D [感動、畏敬の念]			採択教科書
33		3	C [国際理解、国際親善]			採択教科書
34		4	B [感謝]			
35	3	1	A [希望と勇気]			採択教科書

## その2 使用教材を選択する（前表②、③）

各学校が使用している教科書は地域、学校、児童生徒の実態に合った教科書として教育委員会が採択したものであるから、採択教科書には（必要最小限度の）使用義務がある。

したがって、学習指導要領に示されている22の内容項目は教科書に掲載されている教材を使用しなければならないと思う。しかし、残りの13時間分（上記②、③の空欄分）については原則として各学校が自校の実態に合った教材を主体的に選択することができると思う。勿論、採択した教科書の中から選んでも構わないわけだ。

肝心なことは、もし教科書会社が作った「教科書の編集方針」と「学校の重点目標」とが異なっていたらどうするかという問題である。（もし異なっていたら、教科書のすべての教材を自校の年間指導計画に反映させることは不可能と言える。）

したがって、それに代わる教材を採択教科書以外から選ばなければならないことになる。

その場合、文科省の「わたしたちの道徳」や各都道府県教育委員会作成の指導資料、各地区教育委員会作成の郷土資料、文科省（旧文部省）発行の読み物資料等、官公庁が発行した教材から選択することは何ら問題はないと思う。（小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 102、103 ページの「教材の開発と活用の創意工夫」に詳しく解説されているので参照されたい。）

それ以外に、他社の教科書やかつての副読本に掲載されていた教材、あるいは絵本などを使いたい場合には、その使用が著作権法に抵触しないかどうかよく検討する必要がある。

個別、具体のケースについては各教育委員会の指導助言にしたがうとよいが、自由に使用できる一般的な著作物のケースについては下記のフローチャートから概ね分かると思うので、目を通しておくとよいと思う。 [flow.pdf \(jbpa.or.jp\)](http://flow.pdf(jbpa.or.jp))

いずれにしても、児童生徒の人間形成の中核を担う道徳教育、とりわけその要である道徳科授業の実施は学校の重大な責務であり、重要な使命である。そのような大事な教育を主体性もなく漫然と行ってよいはずはない。まして、人様の借りもので用を足そうとするような無責任なことはしてはならない。

自校に学ぶ児童生徒が、それぞれの人生においてよりよく生きようと努力する、その底力を養う道徳教育を担わせていただいていることは、教師として無上の喜びであり、誇りであると思う。

完璧な授業などはない、ひたすら授業改善を重ねる「進みつつある教師」であることが何より大切だと思う。

教科書採択の年、心新たに学校や教師の願いが詰まった年間指導計画を作り、みんなで道徳授業に取り組んではどうだろう。

※ 次ページに載せた年間指導計画主題配列表は、あくまでも「主題配列表」であって、年間指導計画そのものではない。別途、シンプルで使いやすい「年間指導計画」の作り方を提供したいと思う。

	月	週	内容項目	主 題 名	教 材 名	出 典
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						